平成２２年（フ）第１８６９号
大阪府松原市別所７丁目15番９号
債務者　渡辺　正巳
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
香川県東かがわ市西山550番地
債務者　長田トモ子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５０７号
香川県高松市上天神町243番地
債務者　野﨑利恵子（旧姓豊嶋）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３３６１号
福岡県飯塚市相田312番地
債務者　渕上マリアエマコンセプションこと　ＦＵＣＨＩＧＡＭＩ　ＭＡ　ＥＭＭＡ　ＣＯＮＣＥＰＣＩＯＮ　ＬＥＯＮ
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０９６号
北九州市八幡西区則松４丁目６番15号
債務者　熊谷　　敏
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０９７号
北九州市八幡西区則松４丁目６番15号
債務者　熊谷　早苗
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７０３号
大分県別府市大字北石垣150番地の１　セピアハイツ幸原Ｂ101号
債務者　菊川　裕次
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２１２号
鹿児島県姶良市加治木町反土2340番地８
債務者　白尾　成子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
香川県仲多度郡琴平町苗田1164番地２
債務者　林　　廣子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１７５号
香川県善通寺市生野本町２丁目２番12号
債務者　伊東　元子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５７１号
千葉県柏市東中新宿３丁目28番７号
債務者　高橋　由美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９８１号
千葉県流山市南流山６丁目17番地の６
ビューハイムスゴウＡ―202
債務者　鈴木　節男
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９９０号
千葉県松戸市六実７丁目２番地の28
債務者　尾崎　成美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２６号
千葉県松戸市六高台２丁目79番地　六高ハイツ103号
債務者　千葉　栄子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３１号
千葉県柏市桜台９番10号　１―206号
債務者　保田　秀基
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５９号
長野県松本市征矢野１丁目３番26号、前住所長野県塩尻市大字広丘吉田340番地５フォーブル太田Ｃ101
債務者　山口　敦子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３７４号
長野県安曇野市明科七貴7397番地
債務者　望月　誠二
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
長野地方裁判所松本支部